

消費者裁判手続特例法 Q & A

消費者の財産的被害の集団的な回復のための
民事の裁判手続の特例に関する法律
(平成 25 年 12 月 11 日公布・法律第 96 号)

消費者庁 消費者制度課

はじめに

「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）」は、平成 25 年 12 月 4 日に参議院本会議において全会一致で可決され成立し、同年 12 月 11 日に法律第 96 号として公布されました。

この法律は同種の被害が拡散的に多発するという消費者被害の特性に鑑み、消費者被害の集団的な回復を図るための二段階型の訴訟制度を設けるものです。本制度を活用することにより、消費者の財産的被害を適切に回復し、消費者の利益の擁護を図るだけではなく、消費の活性化、健全な事業者の発展や公正な競争をもたらすことが期待できるものです。

本稿は、消費者裁判手続特例法の立法の背景・経緯のほか、制度に関する基本的な論点についてまとめたものです。消費者裁判手続特例法について国民の皆様の御理解が深められることの一助になれば幸いです。

消費者裁判手続特例法の立法の経緯（平成 25 年）

4 月 19 日	閣議決定	衆議院に提出	
6 月 4 日	衆議院	本会議	趣旨説明及び趣旨説明に対する質疑
6 月 13 日	衆議院	消費者問題に関する特別委員会	法案審議（2 時間 40 分）
6 月 20 日	衆議院	消費者問題に関する特別委員会	法案審議（3 時間）
10 月 30 日	衆議院	消費者問題に関する特別委員会	参考人質疑（2 時間 45 分）、質疑（4 時間）
10 月 31 日	衆議院	消費者問題に関する特別委員会	法案審議（4 時間） 採決（修正のうえ全会一致で可決）
11 月 1 日	衆議院	本会議	採決（全会一致で可決）
11 月 6 日	参議院	本会議	趣旨説明及び趣旨説明に対する質疑
11 月 27 日	参議院	消費者問題に関する特別委員会	提案理由説明、法案審議（3 時間 30 分）
11 月 29 日	参議院	消費者問題に関する特別委員会	参考人質疑（2 時間 5 分）
12 月 3 日	参議院	消費者問題に関する特別委員会	法案審議（1 時間 45 分）、採決（全会一致で可決）
12 月 4 日	参議院	本会議	採決（全会一致で可決）
12 月 11 日		公布（平成 25 年法律第 96 号）	

【目次】

Q 1	本制度創設の経緯及び目的はどのようなものですか。	1
Q 2	本制度の概要はどのようなものですか。	3
Q 3	二段階型の手続としたのはなぜですか。	4
Q 4	共通義務確認訴訟において消費者からの授権を要しないとしたのはなぜですか。	5
Q 5	諸外国の状況はどのようなものですか。	6
Q 6	米国のクラス・アクションと本制度はどのような違いがありますか。	8
Q 7	過去の消費者事件のうち、どのような事案が本制度の対象になりますか。	10
Q 8	本制度は悪質商法事案にも有効に機能するものとなっていますか。	11
Q 9	本制度において不当な訴訟を抑止するためにどのような措置を講じていますか。	13
Q10	本制度の導入による日本経済への影響はどのようなものですか。	14
Q11	「消費者」、「事業者」及び「消費者契約」（第2条第1号から第3号まで）とはどのようなものですか。	15
Q12	「相当多数」（第2条第4号）とは、どのくらいの人数をいうのですか。	16
Q13	「消費者に共通する事実上及び法律上の原因」（第2条第4号）とはどのようなものですか。	17
Q14	「個々の消費者の事情によりその金銭の支払請求に理由がない場合」（第2条第4号）とはどのようなものですか。	19
Q15	損害額の算定方法について確認を求めることはできますか。	20
Q16	「対象債権」及び「対象消費者」（第2条第5号・第6号）とはどのようなものですか。	21
Q17	訴えられる請求金額に上限を設けなかったのはなぜですか。	22
Q18	リコールなど事業者が自主的な対応をしている場合にはどのような配慮がされていますか。	23
Q19	対象となる請求（第3条第1項）を規定するに当たっての考え方はどのようなものですか。	24
Q20	消費者契約に関する「不当利得に係る請求」（第3条第1項第2号）とはどのようなものですか。	26
Q21	消費者契約に関する「不法行為に基づく損害賠償の請求」について、民法の規定によるものに限っている（第3条第1項第5号）のはなぜですか。	27
Q22	いわゆる拡大損害、人身損害、逸失利益、慰謝料については本制度を利用して請求することができないとしている（第3条第2項）のはなぜですか。	28
Q23	法人である事業者の代表者などの個人を被告とすることができないのはなぜですか。	29
Q24	不法行為に基づく損害賠償の請求について、契約当事者ではない勧誘をする事業者等も被告とすることができるとしている（第3条第3項第2号）のはなぜですか。	30
Q25	削除	
Q26	削除	
Q27	「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」（第3条第4項）とはどのようなものですか。	32
Q28	「共通義務確認の訴えの全部又は一部を却下することができる。」（第3条第4項）とありますが、却下するか否かについて裁判所に裁量がありますか。	34

Q29	共通義務確認の訴えは特定適格消費者団体のみが訴えられるとしているのはなぜですか。	35
Q30	共通義務確認の訴えを財産権上の請求でない請求に係る訴えとみなした(第4条)のはなぜですか。	36
Q31	「対象債権及び対象消費者の範囲」(第5条)は、どの程度特定されている必要がありますか。	37
Q32	商品の品質に問題があるとしても、実際に不具合が生じている消費者と生じていない消費者がいる場合に、対象消費者の設定はどのようにすべきですか。	38
Q33	共通義務確認の訴えの管轄はどのようなものですか。	40
Q34	共通義務確認の訴えの国際裁判管轄はどのようなものですか。	41
Q35	請求の内容及び相手方が同一である共通義務確認の訴えについて、複数の特定適格消費者団体によってそれぞれ異なる裁判所に提起された場合の取扱いはどのようなものですか。	42
Q36	事実上及び法律上同種の原因に基づく請求を目的とする共通義務確認の訴えについて、それぞれ異なる裁判所に提起された場合の取扱いはどのようなものですか。	43
Q37	消費者が特定適格消費者団体を補助するため、補助参加をすることができないのはなぜですか。	44
Q38	共通義務確認訴訟の確定判決の効力はどのようなものですか。	45
Q39	共通義務確認訴訟の確定判決の効力を届出消費者や当事者以外の特定適格消費者団体にも及ぼすのはなぜですか。	46
Q40	共通義務確認訴訟の請求棄却判決が確定した場合にはどのような効力がありますか。	47
Q41	共通義務確認の訴えの判決に対しては上訴をすることができますか。	48
Q42	共通義務確認訴訟であることができる訴訟上の和解及びできない訴訟上の和解はどのようなものですか。	49
Q43	特定適格消費者団体は、裁判外の和解をすることができますか。	51
Q44	共通義務確認訴訟における訴訟上の和解にはどのような効力がありますか。	52
Q45	対象消費者の権利を害する目的をもってされる和解の防止策及び是正手段はどのようなものですか。	53
Q46	共通義務確認訴訟の係属中に被告が破産した場合はどのように取り扱われますか。	54
Q47	対象債権の確定手続の概要はどのようなものですか。	55
Q48	特定適格消費者団体は簡易確定手続開始の申立てをしなければならないとしている(第14条)のはなぜですか。	57
Q49	「正当な理由」(第14条)とはどのようなものですか。	58
Q50	簡易確定手続開始の申立ての取下げにはどのような規律がありますか。	59
Q51	簡易確定手続はどのくらいの期間を要すると考えられますか。	60
Q52	簡易確定手続において届出を促すための方策はどのようなものですか。	61
Q53	「正当な理由」(第25条第1項、第26条第1項)とはどのようなものですか。	62
Q54	「知っている対象消費者」(第25条第1項)とはどのようなものですか。	63
Q55	「相当な方法」(第26条第1項)とはどのようなものですか。	64
Q56	通知・公告の費用は誰が負担するのですか。	65
Q57	通知・公告の費用を特定適格消費者団体が負担するのはなぜですか。	66
Q58	相手方に公表義務や情報開示義務を課するのはなぜですか。	67
Q59	相手方はどのような方法で公表(第27条)する必要がありますか。	68
Q60	相手方が情報開示義務を負う文書はどのようなものですか。	69

Q61 「開示すべき文書の範囲を特定するために不相当な費用又は時間を要するとき」(第28条第1項ただし書)とはどのようなものですか。.....	70
Q62 情報開示命令の実効性はどのように確保されているのですか。.....	71
Q63 情報開示の求めに応じて相手方が開示した文書に記載のあった消費者について、相手方は後に対象消費者ではないと争うことができますか。.....	72
Q64 相手方が第三者に顧客管理を委託している場合に、情報開示義務を負うことがありますか。.....	73
Q65 相手方が情報開示義務に基づいて申立団体に情報を開示することは、個人情報の保護に関する法律第23条が禁止する個人データの第三者提供には当たりませんか。.....	74
Q66 情報開示の求めがあった後に、相手方が文書を破棄した場合には、情報開示義務に違反することになりますか。.....	75
Q67 簡易確定手続はどのような点が、簡易なものとなっていますか。.....	76
Q68 簡易確定手続において届出をすることができる債権はどのようなものですか。.....	77
Q69 同一の債権について別に訴訟が係属している場合に債権届出をすることはできますか。....	78
Q70 債権届出をしなかった場合には、消費者の権利にはどのような影響がありますか。.....	79
Q71 債権届出及び簡易確定手続を迫行するための授權(第31条第1項)には、事業者からの弁済受領権限が含まれますか。.....	80
Q72 「授權を欠いたとき」(第31条第6項)に債権届出の取下げがあったものとみなすのはなぜですか。.....	81
Q73 簡易確定決定があった後に、授權を取り消したときは、更に授權をすることができない(第31条第9項)としているのはなぜですか。.....	82
Q74 簡易確定手続申立団体は、授權をしようとする者に対して、授權に先立ちどのような事項を説明しなければならないのですか。.....	83
Q75 簡易確定手続申立団体は、やむを得ない理由があるときを除いて、授權を拒むことができない(第33条第1項)としているのはなぜですか。.....	84
Q76 「やむを得ない理由」(第33条第1項、同条第2項)とはどのようなものですか。.....	85
Q77 簡易確定手続申立団体の公平誠実義務とはどのようなものですか。.....	86
Q78 簡易確定手続申立団体の善管注意義務とはどのようなものですか。.....	87
Q79 時効の中断についてはどのような特則がありますか。.....	88
Q80 債権届出団体は、届出期間内に限り、債権届出の内容を変更することができる(第39条)としたのはなぜですか。.....	89
Q81 債権届出の取下げについてはどのような規律がありますか。.....	91
Q82 債権届出の認否についてはどのような規律がありますか。.....	92
Q83 債権届出団体は、認否を争う旨の申出(第43条第1項)や異議の申立て(第46条第1項)に際して、届出消費者にどのように説明をする必要がありますか。.....	93
Q84 簡易確定決定のための審理において、証拠調べを書証に限った(第45条第1項)のはなぜですか。.....	94
Q85 簡易確定決定の効力はどのようなものですか。.....	95
Q86 簡易確定決定において請求が棄却された場合には消費者の権利にはどのような影響がありますか。.....	97
Q87 簡易確定手続の係属中に相手方が破産した場合にはどのように取り扱われますか。.....	98
Q88 簡易確定手続の費用の負担はどのように規律されていますか。.....	99

Q89	簡易確定手続開始の申立ての手数料はどのように規律されていますか。	102
Q90	債権届出の手数料はどのように規律されていますか。	103
Q91	簡易確定決定に対し適法な異議の申立てがあったときは、原告はどのように定まりますか。	104
Q92	訴え提起をみなされた場合（第52条第1項）の訴え提起手数料は、だれが支払うこととなりますか。	105
Q93	「正当な理由があるとき」（第53条第4項、同条第5項）とはどのようなものですか。	106
Q94	異議後の訴訟において「授權を欠いたとき」（第53条第9項）はどのように取り扱われますか。	107
Q95	異議後の訴訟において訴えの変更が制限され、反訴が禁止される（第54条）のは、なぜですか。	108
Q96	異議後の訴訟において、いわゆる拡大損害等の対象とならない損害について請求することができますか。	109
Q97	異議後の訴訟は個別の訴訟と併合することができますか。	110
Q98	異議後の訴訟の係属中に相手方が破産した場合にはどのように取り扱われますか。	111
Q99	特定適格消費者団体のする仮差押え（第56条第1項）の手続はどのようなものですか。	112
Q100	「当該特定適格消費者団体が取得する可能性のある債務名義に係る対象債権の総額」（第56条第3項）はどのように明らかにすることになりますか。	114
Q101	仮差押命令の担保はどのようになりますか。	115
Q102	事業者は特定適格消費者団体のする仮差押えについてどのように争い、また、被った損害の賠償をどのように求めることができますか。	116
Q103	特定適格消費者団体のする仮差押えをした場合どのように被害回復をすることができますか。	117
Q104	特定認定が失効し又は取り消されたときに被害回復裁判手続はどのような影響を受けますか。	119
Q105	共通義務確認訴訟が係属する場合に、同一の被告と消費者との間の個別の訴訟にはどのような影響がありますか。	122
Q106	債権届出団体は、強制執行をする場合には、届出消費者から改めて授權を得る必要はありますか。	123
Q107	本制度の手続追行主体を内閣総理大臣が認定することとしたのはなぜですか。	124
Q108	適格消費者団体とはどのようなものですか。	125
Q109	適格消費者団体の認定要件はどのようなものですか。	126
Q110	適格消費者団体の活動状況はどのようなものですか。	127
Q111	特定適格消費者団体の要件はどのようなものですか。	128
Q112	特定適格消費者団体の要件は適格消費者団体の要件と比べどのような点が付加されていますか。	129
Q113	特定認定の要件として、差止請求関係業務を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを定めているのはなぜですか。	130
Q114	被害回復関係業務を適正に遂行するに足る組織体制・経理的基礎とはどのようなものですか。	131
Q115	弁護士を理事に選任し、弁護士に手続を追行させなければならないのは、なぜですか。	132
Q116	「不当な目的でみだりに」（第75条第2項）とはどのようなものですか。	134

Q117	特定適格消費者団体が報酬の支払を受けることができることとしたのはなぜですか。 ...	135
Q118	特定適格消費者団体は、(事業者から) 寄附を受けることができますか。	137
Q119	特定適格消費者団体として支払を受けた報酬又は費用を差止請求関係業務の費用に充てることはできますか。	138
Q120	特定適格消費者団体の個人情報の取扱いについてはどのような規律がありますか。	139
Q121	特定適格消費者団体の適格性に疑義がある場合には是正を求めたい者はどのようなことができますか。	141
Q122	共通義務確認訴訟の判決を消費者庁はどのように周知するのですか。	142
Q123	公布の日から起算して三年を超えない範囲内で施行するのはなぜですか。	143
Q124	施行前の事案について本制度の適用をしない(附則第2条)のはなぜですか。	144
Q125	不法行為については加害行為を基準とし、その他の請求については契約を基準としているのはなぜですか。	145
Q126	民事訴訟費用等に関する法律の一部改正(附則第9条)についてはどのようなことを定めていますか。	146
Q127	民事執行法の一部改正(附則第10条)についてはどのようなことを定めていますか。 ..	147
Q128	消費者契約法の一部改正(附則第11条)についてはどのようなことを定めていますか。 ..	148

【凡例】

- ・ 条文の引用において、単に条番号のみの記載している場合は「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(消費者裁判手続特例法)」の条番号となります。
- ・ 全て平成26年3月31日時点のものに基づいた記述となります。